

平成25年 9月10日

吹田地区過半数代表者
勝木保雄 殿
豊中地区過半数代表者
柿本辰男 殿
附属病院地区過半数代表者
高階雅紀 殿
箕面地区過半数代表者
今岡良子 殿

理 事
尾山 眞之助

就業規則の変更について（依頼）

このたび、下記のとおり変更の必要が生じたので、内容についてご検討いただき、別添意見書に記入及び押印いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、記入及び押印していただいた意見書は、平成25年9月17日（火）までにご提出していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名称
「58. 国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程」
2. 変更箇所
別紙のとおり

以上

大阪大学 総長 殿

大阪労働局のホームページの最低賃金のお知らせのページには次のような記述があります。最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当

2. 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)

また、

「仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。」と書かれています。

大阪大学は、これまで非常勤職員の賃金を「時間給は交通費を考慮して決定している」とのことでした。つまり、時間給×労働時間の中に交通費が含まれていると理解してきました。

今回、大阪府の最低賃金と同額になりました。ということは、最低賃金 819 円/時とは別途交通費を支払わないといけないということになりませんか？

以上

箕面地区過半数代表者..... 今岡良子

